

## 令和6年度 随意契約の公表(危機管理課)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日から同年9月30日までの随意契約  
【危機管理課】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
危機管理課	令和6年度八尾市 防災行政無線(同 報・移動系)保守点 検委託業務	令和6年4月1日	(株)富士通ゼネラル 近畿情報通信ネッ トワーク営業部	松原市西野々2丁目1 番45号	4,772,790	防災行政無線のデジタル化整備業者であり、保守点検等を行う際に整備業者でなければ対応が困難と考えられ、機器の故障が発生した際早急に対応できなければ防災行政無線の運用に支障をきたすことになるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
危機管理課	令和6年度八尾市 防災行政無線長寿 命化改修業務	令和6年6月28日	(株)富士通ゼネラル 近畿情報通信ネッ トワーク営業部	松原市西野々2丁目1 番45号	102,542,000	委託業者は平成24年度に八尾市防災行政無線のデジタル化整備業務により設備導入した業者であり、対象機器を含む八尾市防災行政無線に係る機器の保守も行ってている。本機器は災害等の緊急時において使用する防災機器であり、設備導入業者により改修業務を行わなければ他の無線機器との通信環境等に支障をきたすことが考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
危機管理課	大阪府中部広域防 災拠点エレベー ター保守点検管理 業務	令和6年4月1日	日本オーチス・エレ ベーター(株)西日本支 社	大阪市中央区城見2 丁目1番61号	1,234,200	設備設置者であり、設備故障等の異常時に対しても迅速な対応が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
危機管理課	大阪府中部広域防 災拠点地下タンク 貯蔵所及び一般取 扱所維持管理業務	令和6年4月1日	(有)三協商事	大阪市港区弁天6丁 目5番40号	715,000	設備設置者であり、設備に付随する配管損傷等の異常時に対しても迅速な対応が可能で、施設の安全管理に最も適当であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
危機管理課	大阪府中部広域防 災拠点汚水処理施 設維持管理業務	令和6年4月1日	畑中浄化槽管理セ ンター	八尾市恩智中町1丁 目165番地	678,150	設備設置者であり、設備故障等の異常時に対しても迅速な対応が可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)

## 令和6年度 随意契約の公表(危機管理課)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和6年4月1日から同年9月30日までの随意契約  
【危機管理課】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
危機管理課	令和6年度八尾市 地域防災計画修正 業務	令和6年5月20日	三菱UFJリサーチ &コンサルティング 株式会社 大阪	大阪市北区梅田2丁 目5番25号	2,200,000	当該業者は、平成24年度以降、本計画・各班マニュアル・業務継続計画・災害受援応援計画の策定・改訂等支援業務に携わり、本市の防災に関する現状を把握するとともに、素案作成や修正作業を行っている実績がある。また、本計画等は、本市の独自性が強いものであり、当該事業者は、これまでの委託業務により、本市の現状や課題等を熟知していることから、他の事業者では修正業務について必要な支援が同様に出来ないと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
危機管理課	令和6年度八尾市 国土強靱化地域計 画改訂業務	令和6年5月20日	三菱UFJリサーチ &コンサルティング 株式会社 大阪	大阪市北区梅田2丁 目5番26号	1,298,000	当該業者は、本計画の策定業務を行った実績があり、加えて、八尾市総合計画及び八尾市地域防災計画の改訂業務を行った実績もあり、本市の各計画及び防災に関する現状や課題等を熟知している。本計画は、これらの計画との調和及び整合を保つ必要があることから、他の事業者では必要な改訂業務が同様に出来ないと考えられるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)